五四番
五五番一及び五五番二
五六番及び五七番
五八番一及び五八番二
五九番から六四番まで
六五番一及び六五番二
六六番一及び六六番二
六七番及び六八番
六九番一及び六九番二
七〇番一から七〇番四まで
七一番から七四番まで
一二三七番一七
一二六二番二から一二六二番一五
まで

○国土交通省告示第九百四十七号

次の信号符字を点附したので、船舶法施行細則（明治三十二年逓信省令第二十四号）第十九条の規定により告示する。

平成二十六年十月七日

国土交通大臣　太田　昭宏

信号符字	船舶番号	船名	点附年月日
7JRW	142203	YAMATOGAWA	平成26. 8.22
7JSJ	142237	せつ丸	26. 8.22
7JSR	142263	SHIN ONOE	26. 8.21
JD3663	142141	福田丸	26. 8.13
JD3690	142179	あさか	26. 8. 1
JD3718	142217	隼丸	26. 8. 6
JD3726	142229	北王丸	26. 8. 1
JD3745	142254	第一明隆丸	26. 8.19
JD3760	142273	光昌丸	26. 8.29

○国土交通省告示第九百四十八号

次の信号符字を取り消したので、船舶法施行細則（明治三十二年逓信省令第二十四号）第十九条の規定により告示する。

平成二十六年十月七日

国土交通大臣　太田　昭宏

信号符字	船舶番号	船名	取消年月日
7JDH	140774	さんこう　みねらる	平成26. 8.11
JAQX	118506	第五十一立昇丸	26. 8.28
JNVT	134487	蒼龍丸	26. 8.29
JD2512	124457	第伍富丸	26. 8.28
JE2707	129685	第三十二稲荷丸	26. 8.11
JE2856	129686	第三十五稲荷丸	26. 8.26
JE3106	133291	北上	26. 8. 7
JG3702	121464	しまなみ	26. 8. 4
JG3897	121763	第三大洋丸	26. 8.12
JG4619	128872	かめりあ丸	26. 8.26
JG4819	131149	第三菱洋丸	26. 8.27
JG5522	135904	てんざん	26. 8.22
JG5597	136771	新北王丸	26. 8.14
JI3513	133429	第三浪速丸	26. 8. 1
JJ2795	112595	新永丸	26. 8. 1
JJ3623	130839	第一新大成丸	26. 8. 7
JL5874	131443	第一甲陽丸	26. 8. 7
JL6103	133882	第一正運丸	26. 8.11
JL6378	135062	新旗山	26. 8. 5
JL6414	135093	三島丸	26. 8.27
JM4126	114477	フェリーよなくに	26. 8. 7

○国土交通省告示第九百四十九号

次の船舶国籍証書は無効となったので、船舶法施行細則（明治三十二年逓信省令第二十四号）第四十一条第二項の規定により告示する。

平成二十六年十月七日

国土交通大臣　太田　昭宏

証書番号	証書の日付	船舶番号	船名
A1013135	平成22. 6.18	121771	第二十一純友丸

○国土交通省告示第九百五十号

次の船舶国籍証書を無効としたので、船舶法施行細則（明治三十二年逓信省令第二十四号）第四十一条第二項の規定により告示する。

平成二十六年十月七日

国土交通大臣　太田　昭宏

証書番号	証書の日付	船舶番号	船名
A05111001	平成11. 8.23	136542	栄吉丸
A0614151	17. 1.13	127158	第六十八福吉丸
A09171127	18. 1. 5	135713	トト
A10131057	21. 9. 4	141054	新幸丸
	22. 8.20	140253	CAESAR 19 PEACH
A121013029	24.11.12	118506	第五十一立昇丸
A121013030	24.11.12	124457	第伍富丸
A141311009	26. 2.12	140589	Kazu Water Fowl III

○防衛省告示第百八十五号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十六年十月七日

防衛大臣　江渡　聡徳

日時　平成二十六年十月十四日から同月十六日までの間（予備、同月十七日から同月二十一日までの間）の毎日〇六〇〇から二〇〇〇まで

区域　沖縄島東方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(エ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ア)　北緯二六度二三分一四秒　東経一二八度一九分五三秒
(イ)　北緯二七度〇六分一四秒　東経一二九度〇九分五二秒
(ウ)　北緯二七度〇六分一四秒　東経一三〇度五九分五二秒
(エ)　北緯二六度一〇分一五秒　東経一三〇度五九分五二秒

実施艦等　自衛艦十三隻

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百八十六号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十六年十月七日

防衛大臣　江渡　聡徳

日時　平成二十六年十月十四日から同月十六日までの間（予備、同月十七日から同月二十一日までの間）の毎日〇六〇〇から一八〇〇まで

区域　沖縄島南東方の次の(ア)から(キ)までの七地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(キ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ア)　北緯二五度四一分一五秒　東経一二八度五一分五三秒
(イ)　北緯二五度四八分三七秒　東経一二九度〇二分一九秒
(ウ)　北緯二五度四四分一五秒　東経一二九度二五分五二秒
(エ)　北緯二五度四四分一五秒　東経一三〇度一〇分五二秒
(オ)　北緯二五度四三分二四秒　東経一三〇度三五分五二秒
(カ)　北緯二五度四一分一五秒　東経一三〇度四四分五二秒
(キ)　北緯二四度五三分一五秒　東経一三〇度〇三分五二秒

実施艦等　自衛艦十三隻

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百八十七号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十六年十月七日

防衛大臣　江渡　聡徳

日時　平成二十六年十月十四日から同月十六日までの間（予備、同月十七日から同月二十一日までの間）の毎日〇六〇〇から一八〇〇まで

区域　沖縄島南東方の次の(ア)から(カ)までの六地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(カ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ア)　北緯二四度二三分一五秒　東経一三〇度四七分五二秒
(イ)　北緯二五度二六分一五秒　東経一三一度四一分五二秒
(ウ)　北緯二五度一三分一五秒　東経一三一度三〇分五二秒
(エ)　北緯二四度〇〇分一六秒　東経一三一度五九分五二秒
(オ)　北緯二四度〇〇分一五秒　東経一三一度二二分三八秒
(カ)　北緯二四度〇七分三三秒　東経一三一度一〇分二五秒

実施艦等　自衛艦十三隻

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。